

各所属長様

総務課長

令和6年度当初予算編成方針について（通知）

吉賀町予算事務規則第4条の規定により、次のとおり通知する。

**1 吉賀町の財政状況及び今後の財政見通し**

本町の財政状況は、令和4年度決算を見ると、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回っているが、公債費の増加により将来負担比率や実質公債費比率は悪化している。

地方債残高については、平成27年度末の71.6億円から令和4年度末では86.7億円と増加しており、公債費も平成27年度の7.4億円から令和5年度では8.9億円と増加している。

本町の歳入は、地方交付税や町債に大きく依存している。また例年の予算編成では基金の取り崩し（表1参照）で歳入不足を補っている状況である。

歳出は、公債費が令和6年度で10.1億円（前年度比1.2億円増）と大幅に増加する。また令和6年度からは六日市病院は公設民営化され新たに「よしか病院」として運営すること、及び新病院建設に向けた経費も加わることとなる。一方、経常的な経費である医療・介護等の社会保障関連経費や公共施設等の老朽化に伴う修繕経費に加え、光熱費・物価の上昇、賃上げ率の上昇等により、あらゆる財・サービスの調達価格の増加が見込まれるなど厳しい財政状況となることが予測される。

行政課題の解決、行政サービス水準の維持・拡充と行政コストの低減は、相反する面もある。しかしながら、目下、最大の課題である持続可能な財政運営、病院の公設民営化後の安定的な地域医療の確保に向けて、狭く困難な道のりであるが、職員一人ひとりが現状を認識し、一層の行財政改革、行政コストの低減に取り組む必要がある。

（表1）基金取り崩し状況

（単位：百万円）

	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 予算（※2）
財調・減債基金	125.0	0	0	210.2
特定目的基金	127.1	56.3	62.4	261.6
合計	252.1	56.3	62.4	471.8

(表2) 基金残高

(単位:百万円)

	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 予算 (※2)
財調・減債基金	1,546.6	1,746.7	1,747.2	1,537.4
特定目的基金	1,254.9	1,257.7	1,264.8	1,092.2
合計	2,801.5	3,004.4	3,012.0	2,629.6

(※2) 令和5年9月補正後段階

## 2 予算編成の基本的な考え方

- (1) 平成29年6月に策定した本町のまちづくりの最上位計画である「第2次吉賀町まちづくり計画」に定めた「3つの柱」と「5つの方向」及び行財政対策の基本目標を実現するための事業とする。
- (2) 令和3年度に策定された「第2期吉賀町総合戦略」の基本理念「50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会の創造に挑戦します」を実現するための事業とする。
- (3) 令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「第4次吉賀町行政改革計画・財政健全化計画」に基づき、持続可能で安定的な行政運営の確立を目指し、不断の取組を進め確かな行財政基盤を確立するための事業とする。
- (4) 「吉賀町公共施設等総合管理計画」に定めた「3つの基本原則」と「8つの管理に関する基本的な方針」を踏まえ、公共施設等の最適な配置、施設のあり方、更新費用や維持管理経費等の財政負担の軽減・平準化を図るための事業とする。
- (5) 「各会計決算審査意見書」、「決算審査特別委員会審査報告書」にて提言のあった指摘事項、改善を検討すべき事項等について、確認し、予算反映の検討を行うこととする。

## 3 予算編成の具体的な取組

### (1) 総括的事項

- ① 当初予算はその会計年度における全ての歳入・歳出の見積りである。  
よって、補正予算については、当初予算の段階で想定し得なかった制度改正、災害、施設・設備の破損、給与改定等に限り措置することとしているため、当初予算の要求にあたっては、事務事業の内容及び年間スケジュールを十分に精査し見積ること。
- ② ここ数年、予算流用が増加傾向にあり、その要因として要求に関する精

査が不十分であるとの指摘がある。流用処理を必要最小限とするため、前年度予算額のみならず、執行状況や事務事業の内容を精査した予算積算に努めること。

- ③ 事業を実施するためには、その財源が必要であるということを職員一人ひとりが常に意識しながら、事業の構築にあたっては歳入確保を念頭に置くよう努めること。
- ④ 公債費は令和7年度が10.0億円、令和8年度が10.4億円と高止まりが継続する（※令和5年度借入分未反映）。財政の健全性のため、令和4年度中期財政計画での10年間の起債平均額7.4億円を基準として編成を行う。

#### ⑤ 事務事業の見直し

決算における経常経費は増加傾向にある。新たな事業が始まると、その事業に代わって他の事業が廃止・休止されるというケースは少なく、追加される傾向にあり、経常経費に上積みされる。一方、物価の上昇、人口減少等により人材やサービスの確保がこれまでの財では確保できなくなつつある。町を次世代につなぐために、持続可能な財政運営を図るために、事業そのものの廃止・休止を含め、次の視点により事務事業の見直しを検討すること。なお、このたびの予算編成に間に合わなくとも、翌々年度以降の事務事業の見直しを検討すること。

##### (1) 必要性

- ・社会情勢や住民ニーズの変化等により必要性が低下していないか。
- ・事業の目的・意義が失われていないか、また既に達成されていないか。
- ・対象者が少数であったり、対象事業が減少傾向にないか。等

##### (2) 効果性

- ・委託化による経費節減はできないか。
- ・よりコストの低いサービス提供手法はないか。
- ・事業に対する補助金等の財源は確保されているか。等

##### (3) 効率性

- ・ICT等の活用により効率化はできないか。
- ・代替手法はないか、単純化・簡素化はできないか。
- ・事務の省力化、執行の見直し等により経費の節減ができないか。等

- ⑥ ファシリテイマネジメント推進・財政健全化委員会において歳入増・歳出減の取り組みを検討し、可能なものは予算に反映すること。

## (2) 歳入に関する事項

### ① 一般財源

町税及び地方譲与税を始めとする一般財源については、財政運営上の根幹をなすものであることから、今後の経済情勢及び国の制度改正など動向

を見据えながら、的確な収入見込額を算定すること。

また、所管する土地等の未利用財産は、自主財源を確保するため、金額の多寡にかかわらず処分を積極的に検討し、可能なものは早急に処分すること。

## ② 特定財源（町債を除く）

当初予算編成における一般財源には限りがあることから、積極的な特定財源の確保に努めることとし、国・県補助金をはじめ各種団体等の助成金等について、積極的な活用を図ること。

なお、財源が確保できない事業については、原則、予算要求が認められないものとする。

使用料・手数料については、これまでの実績を踏えながら的確な収入見込額を算定すること。

## ③ その他（収納対策関連）

町税をはじめとした歳入金については、負担の公平性の観点等から、それぞれの歳入金の性格に応じ、課税客体等の完全捕捉や滞納整理の強化に努め、歳入確保を積極的に図ること。

また、租税債権等について適正な徴収率目標を定め目標達成に向けた取組強化を図ること。

### （3）歳出に関する事項

（ア）下枠の「事業区分」ごとに予算要求を行うこと。

#### ＜事業区分＞

##### ① 義務的経費：ランニングコスト等経常的経費

法令等による実施義務が認められる事業は所要見込額とする。

##### ② 政策的経費：普通建設事業等臨時的経費

事業内容の精査を行い、可能な限り事業費を圧縮し、町債及び一般財源の抑制に努めること。

##### ③ 地方創生・総合戦略事業経費

事業内容の精査を行い、費用対効果の低い事業等は、廃止や再構築を前提に重点的に見直しを行うこと。

##### ④ 新型コロナウイルス感染症対応経費

見通しを持つことが困難であるため、現時点で予見可能な範囲で要求すること。なお、補正予算措置等が必要な場合は、適宜対応する。

（イ）新規・拡充事業については、財源の確保（国県補助等）が原則である。これまでの取組や将来の財政需要を検証し、必要性や事業効果、さらに後年度負担等についても十分検討した上で査定に臨むこと。

（ウ）要求額の積算にあたり見積書を徴する際は、複数取得し検討すること。

(エ) 性質別個別事項

・負担金、補助及び交付金について

補助金額（単独分）の要求限度額は、昨年度当初予算計上額を上限とした目標とするので、各課の補助金の合計額を課内で調整した上で査定に臨むこと。なお、ほかの費目同様、補正予算での調整はあり得ないこと。また、単独補助金については、地方創生推進交付金の活用を検討すること。

・物件費について

物件費（※補助等の財源のない）のうち、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、交際費等についての要求限度額は、前年度以下を基準額とし査定を行うこととし、基準額以下であっても町予算全体の調整等により再検討を依頼することがあること。なお、施設管理に係る光熱費は高騰が見込まれるため、必要額を要求すること。

郵券料は別途総務課から照会を行うので、予算要求入力は不要であること。ただし、補助事業対象の場合は、従前どおり必要額を計上すること。

(オ) その他

予算要求、査定資料等にかかる取扱いについては、別途、財政担当から通知する。

#### 4 今後のスケジュール等

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 要求入力期間 | 令和5年10月 5日（木）～11月10日（金） |
| (2) 各課調整期間 | 11月13日（月）～17日（金）        |
| (3) 予算査定期間 | 11月30日（木）～12月下旬         |
|            | 副町長・総務課長・財政担当査定         |
|            | 令和6年 1月上旬：町長査定          |
| (4) 予算調整期間 | 1月中旬～2月上旬               |
| (5) 議会提出   | 2月中旬                    |